（銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第三十四条の十四の四　法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　［略］

二　当該銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転、株式交付又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

［三～十七　略］

第三十四条の十四の五～第三十四条の十四の七　［略］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等（同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この節及び第三十五条第三項において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

［三～六　略］

［2～6　略］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二　銀行持株会社は、当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数（法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。）を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

［イ・ロ　略］

ハ　株式交付により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

［三～六　略］

［2～5　略］

（銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務）

第三十四条の十四の三　［同上］

一　［同上］

二　当該銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務

［三～十七　同上］

第三十四条の十四の四～第三十四条の十四の六　［同上］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第三十四条の十九　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［三～六　同上］

［2～6　同上］

（銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第三十四条の十九の二　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

［号の細分を加える。］

［三～六　同上］

［2～5　同上］